

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

<p>一般国道二百五十四号</p>	<p>路線名</p>
<p>朝霞市大字台字久田二五七番一地先から同市大字下内間木字散在一四七八番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年三月十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一〇〇〇・〇〇メートル</p>	<p>備考 平成二十四年十一月三十日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。</p>